

【基盤整備】

第 1 節 介護基盤整備

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、介護基盤整備の促進を図ります。

1 在宅サービス

安心して自分らしい生活を実現するために、在宅においても施設と同等のサービスが受けられるよう、自宅で利用できるサービスの充実が求められています。

(1) 訪問介護

①現状

令和 5 年 4 月現在、市内には 36 事業所があり、令和 5 年 3 月のサービス利用者は、1,043 人となっています。第 8 次計画開始時（令和 3 年 3 月、以下同じ）では 35 事業所、サービス利用者は 986 人であったことから、1 事業所、57 人（5.8%）の増加となっています。

②今後の方向性

サービス事業者・ケアマネジャーの実態調査では、「不足していると感じるサービス」の第 1 位となっていることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

(2) 訪問入浴介護

①現状

令和 5 年 4 月現在、市内には 2 事業所があり、令和 5 年 3 月のサービス利用者は、104 人となっています。第 8 次計画開始時では 1 事業所、サービス利用者は 90 人であったことから、1 事業所、14 人（15.6%）の増加となっています。

②今後の方向性

第 8 次計画期間中に 1 事業所が増となった影響もあって、利用者は増加しています。自宅での入浴希望者に対応できるよう、今後も引き続きサービス内容の周知や、サービス提供事業所の情報提供を行います。

（３）訪問看護

①現状

令和５年４月現在、市内には２３事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、７６３人となっています。第８次計画開始時では２１事業所、サービス利用者は６７２人であったことから、２事業所、９１人（１３．５％）の増加となっています。

②今後の方向性

在宅生活の継続にとって重要なサービスであるため、今後も引き続き利用実態を見極めながら、サービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（４）訪問リハビリテーション

①現状

令和５年４月現在、市内には６事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、１５１人となっています。第８次計画開始時では６事業所、サービス利用者は１６１人であったことから、事業所数に増減はありませんが、１０人（６．２％）の減少となっています。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（５）通所介護（デイサービス）

①現状

令和５年４月現在、市内には３１事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、１,３０５人となっています。第８次計画開始時では３２事業所、サービス利用者は１,３０６人であったことから、１事業所、１人（０．１％）の減少となっています。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（６）通所リハビリテーション（デイケア）

①現状

令和５年４月現在、市内には１３の事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、６７３人となっています。第８次計画開始時では１３事業所、サービス利用者は６５６人であったことから、事業所数に増減はありませんが、１７人（２．６％）の増加となっています。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（７）短期入所生活介護（ショートステイ）

①現状

令和５年４月現在、市内には１９の事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、３７９人となっています。第８次計画開始時では１９事業所、サービス利用者は３３５人であったことから、事業所数に増減はありませんが、４４人（１３．１％）の増加となっています。

一方、利用者数が４００人を超えていた第７次計画期間と比較すると、利用者は５％以上減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、入退所の制限を一定期間実施した事業所が複数あったことが原因と考えられます。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（８）短期入所療養介護

①現状

令和５年４月現在、市内には９の事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、３２人となっています。第８次計画開始時では８事業所、サービス利用者は２６人であったことから、事業所数は１事業所、サービス利用者は６人（２３．１％）の増加となっています。

②今後の方向性

介護老人保健施設又は医療機関等でのサービスのため、利用者は少ない状況ですが、療養が必要な方がいることから、必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（９）特定施設入居者生活介護

①現状

令和５年４月現在、介護専用型と併用型を合わせて、市内に５施設（定員４７４人、そのうち介護専用居室１６９人）が整備されています。本市被保険者の利用状況については、介護専用居室には、市外の施設入居者を含め１４７人が入居しています。第８次計画開始時では５施設、サービス利用者は１３１人であったことから、施設数に増減はありませんが、サービス利用者は１６人（１２．２％）の増加となっています。

②今後の方向性

介護専用居室の入居率は上昇傾向にあり、今後も需要の増加が見込まれることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（１０）居宅介護支援

①現状

令和５年４月現在、市内には４５の事業所があり、実態調査時に調査対象としたケアマネジャーは１５８人です。第８次計画の調査時では４３事業所、令和２年の実態調査時に調査対象としたケアマネジャーは１５２人であったことから、２事業所、６人（３．９％）の増加となっています。

②今後の方向性

市内のケアマネジャーはやや増加していますが、今後は主任ケアマネジャーの育成・確保が重要となることから、関係機関との連携を図りながら、より専門性を高められるよう、引き続き事業所運営指導やケアプラン点検等を実施します。

２ 地域密着型サービス

地域密着型サービスの整備にあたっては、日常生活圏域において高齢者が安心して暮らせるよう整備を促進し、サービスの充実に努めます。

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

①現状

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のサービス提供事業所については、令和５年４月現在、市内に該当する事業所はありません。

②今後の方向性

サービス事業者・ケアマネジャーの実態調査では、「不足していると感じるサービス」の上位となっていることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（２）小規模多機能型居宅介護

①現状

令和５年４月現在、市内には２事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は３９人となっています。第８次計画開始時では１事業所、サービス利用者は２０人であったことから、事業所数は１事業所、サービス利用者は１９人（９５．０％）の増加となっています。

また、令和５年度中に１事業所が開設されたことから、第９次計画開始時には３事業所となる見込みです。

②今後の方向性

必要なサービスが円滑に提供されるよう、今後も引き続き利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（３）認知症対応型通所介護

①現状

令和５年４月現在、市内には３事業所（定員２１人）の整備がされていますが、そのうち３事業所は、グループホーム共用型で、定員も１０人未満と小規模なものです。第８次計画開始時では４事業所、定員数は２７人であったことから、事業所数は１事業所、６人（２２．２％）の減少となっています。

②今後の方向性

認知症基本法が成立するなど、認知症施策の推進は自分らしく地域で生活し続けるために非常に重要な施策となっています。本市においても、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

（４）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

①現状

令和５年７月現在、１２施設２０６床の整備がされており、入居者は１９３人で、１３床の空きがある状況です。第８次計画開始時は、１５施設２４２床に対して入居者は２０８人で、３４床の空きがあったことから、恒常的に空床があるものの、その数は減少してきています。

②今後の方向性

認知症対策は喫緊の課題であることから、本市における認知症の現状を今後も更に分析し、必要なサービスが円滑に確保されるよう基盤整備を検討していきます。

また、現状は事業所の分布に偏りがあることから、検討に当たっては、事業所が多い五中地区を除く圏域を対象とします。

（５）地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

①現状

令和５年４月現在、市内には２２の事業所があり、令和５年３月のサービス利用者は、４７１人となっています。第８次計画開始時では１９事業所、サービス利用者は３９９人であったことから、３事業所、７２人（１８．０％）の増加となっています。

②今後の方向性

今後も引き続き必要なサービスが円滑に提供されるよう、サービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（６）看護小規模多機能型居宅介護

①現状

令和５年４月現在、市内には１事業者があり、令和５年３月のサービス利用者は、７人となっています。第８次計画開始時では２事業所、サービス利用者は２１人であったことから、１事業所、１４人（６６．７％）の減少となっています。

②今後の方向性

事業所数が減少したことでサービス利用者数も減少していますが、サービス事業者の実態調査では、「不足していると感じるサービス」の上位となっていることから、必要なサービスが円滑に確保されるよう、利用実態を見極めながら基盤整備の促進を図ります。

３ 施設サービス

自宅での生活を望む一方で、必要に応じて施設への入所が可能となる環境の整備が求められています。

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 地域密着型を含む）

①現状

令和５年４月現在、市内には１９施設（地域密着型７施設を含む）９６４床の整備がされています。本市被保険者の利用状況については、令和５年３月に市内の施設に入所されていた方が７３９人、市外の施設利用者１３２人を含めると８７１人が入所しています。

②今後の方向性

令和５年３月現在の市内施設への入所申込者（待機者）数は１７６人となっていますが、このうち、入所の必要性が高いと考えられる要介護３以上の方及び要介護２以下の特例入所に該当する方であって、申込から１年以内かつ自宅で待機している方の数は５０人となっています。同じ条件で集計した令和２年３月末時点の待機者は５５人で、大きな増減は見られません。

令和８年度までは既存の供給量で概ね対応できると考えられるため、新規の施設

整備は見込みませんが、待機者の一部が施設併設の短期入所生活介護を利用している実態があることを踏まえ、当該短期入所生活介護から介護老人福祉施設への一部転換について検討を行います。

（２）介護老人保健施設

①現状

令和５年４月現在、市内には７施設（サテライト１施設を含む）５５８床の整備がされています。本市被保険者の利用状況については、令和５年３月に市内の施設に入所されていた方は３３８人、市外の施設入所者１５７人を含めると４９５人が入所しています。

②今後の方向性

介護老人保健施設は、リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、在宅復帰を目的とする施設のため退所者も多く、第４次計画から順次施設整備を行ってきたことから、令和５年３月末の要介護３以上の入所待機者数は２人と少なく、整備済の施設で対応できる見込みです。

令和８年度までは既存の供給量で充足できると考えられるため、新規の施設整備は見込みません。今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

（３）介護医療院

①現状

令和５年４月現在、市内には１施設９６床の整備がされています。本市被保険者の利用状況については、令和５年３月に市内の施設に入所されていた方は３８人、市外の施設入所者４人を含めると４２人が入所しています。

②今後の方向性

市内施設はほぼ満床で推移していますが、本市被保険者の利用は４割程度となっています。令和８年度までは既存の供給量で充足できると考えられるため、新規の施設整備は見込みません。今後も引き続きサービス内容の周知やサービス提供事業所の情報提供を行います。

第2節 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 の設置状況

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、多様な介護ニーズの受け皿として全国的に増加している状況にあります。

令和4年7月1日現在、市内には下の表のとおり設置されており、新たに令和5年度中に住宅型有料老人ホーム1施設（定員49人）が開設される予定です。

施設区分	施設数	入居定員	入居者数
住宅型有料老人ホーム	13か所	538人	391人
サービス付き高齢者向け住宅	21か所	694人	566人

（令和4年7月1日現在）

第3節 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの機能

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

引き続き、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の3職種がチームとなって連携し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族の多様なニーズに適切に支援できるよう、関係機関等との連携体制づくりを促進します。

【地域包括支援センターが担当する主な業務】

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務

【地域包括支援センターが行う介護保険サービス】

- ◇ 介護予防支援事業所

2 地域包括支援センターの設置

本市では、以下の2か所に設置しています。

土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら	土浦市大和町 9-2 ウララ 2 総合福祉会館 4 階	824-0332
医療法人社団 青洲会 地域包括支援センターかんだつ	土浦市神立中央五丁目 4-14	869-7035

3 地域包括支援センターのランチ機能

在宅介護支援センターは、日常生活圏域に設置し、地域包括支援センターの地域における窓口（ランチ）としての役割を果たし、地域包括支援センターの専門的支援につなげます。

地域住民に最も身近な場所で、地域の高齢者に、高齢者福祉に関する情報の提供、相談及び支援等の役割を担い、また、高齢者の実態把握や相談業務、介護予防の周知・啓発等も行います。

【在宅介護支援センターが担当する業務】

- 高齢者の実態把握調査
- 各種保健福祉サービスの利用啓発
- 在宅介護等に関する各種の総合相談及び指導、助言
- 各種保健福祉サービスの申請代行及び利用の調整

4 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの公平・公正な運営の確保をするため、地域包括支援センター運営協議会を設置します。

地域包括支援センター運営協議会は、保健・医療・福祉関係者等の15名程度により構成するものとし、年3回程度開催し、地域包括支援センターの活動状況の報告、年間活動計画の承認等を行います。

なお、地域包括支援センター運営協議会の役割は、以下のとおりです。

- ①地域包括支援センターの設置等に関する事項の承認に関すること
- ②地域包括支援センターの運営に関すること
- ③地域包括支援センターの職員の確保に関すること
- ④その他の地域包括ケアに関すること

なお、④その他の地域包括ケアに関することとして、「ふれあい調整会議」など個別ケースの検討により抽出された地域課題を、地域づくりや政策形成に結びつけていくために「地域ケア推進会議」を開催します。

5 地域包括支援センターの機能強化

住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム実現のための中核機関として期待されています。

8050 問題やヤングケアラーなど複雑化・複合化したニーズに対応した支援や、認知症高齢者及びその家族介護者への支援など、地域包括支援センターの役割は今後より重要になると考えられることから、地域包括支援センター間での役割を分担し、地域包括支援センターのブランチ機能を担う在宅介護支援センターも含めた連携により機能強化を図ります。

■土浦市在宅介護支援センター一覧

地区名	名 称	住 所	電 話
一中地区	滝の園	土浦市宍塚 1935	821-3332
	協同病院	土浦市おおつ野四丁目 1-1	846-3743
二中地区	静霞園	土浦市東若松町 3379	822-5009
三中地区	もりの家	土浦市北荒川沖町 8-1	841-6055
四中地区	飛羽ノ園	土浦市小松三丁目 18-18	826-3822
五中地区	神立病院	土浦市神立中央五丁目 4-14	833-1025
六中地区	やすらぎの園	土浦市小岩田西二丁目 1-49	835-3135
都和中地区	セントラル土浦	土浦市真鍋新町 12-10	893-6100
新治地区	憩いの里	土浦市高岡 2315	829-3033

《一中地区の担当地区割り》

滝の園	大町、大手町、文京町、立田町、千束町、生田町、 桜町一・二・四丁目、田中町、田中一～三丁目、虫掛、宍塚、 矢作、飯田、佐野子、粕毛
協同病院	中央一・二丁目、東崎町、城北町、川口一・二丁目、大和町、 桜町三丁目、有明町、港町一～三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、 滝田一・二丁目、湖北一・二丁目

第4節 地域包括ケアシステム（ふれあいネットワーク）の深化・推進について

1 地域包括ケアシステムの充実

少子高齢社会により高齢者夫婦世帯や一人暮らし世帯、さらに認知症高齢者の増加により、高齢者を取り巻く環境は複雑化しています。

高齢者のニーズに応じて包括的・継続的に支援する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実が求められており、本市では、地域ぐるみで子どもから高齢者など生活上の困難を抱えるすべての市民を支援する「ふれあいネットワーク」の体制を構築しています。

また、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整、社会資源の開発を行う地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの強化・充実を図ります。

2 ふれあいネットワークの役割

ふれあいネットワークは、市民・行政・医療機関などの連携により、保健・医療・福祉のサービスが一体的に提供され、いつでもどこでも必要なときに、適切なサービスが受けられ、地域の人々が「共に支え合うことができるまち」を確立するための地域包括ケアシステムの役割を担います。

《総合計画における地域包括ケアシステムの位置付け》

第9次土浦市総合計画

地域や家庭の抱える課題の複雑化による市民のニーズの多様化・高度化に対応するため、高齢者や障がいのある人、子どもなど生活上の困難を抱える全ての市民を対象に、保健・医療・福祉と地域住民が連携して、支援を行う土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」の更なる深化に向けた取り組みを行い、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の構築につなげていきます。

また、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を基に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備を推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

3 ふれあいネットワークの概要

(1) ふれあい調整会議

地域住民が抱えている問題や悩みに対して、医師・薬剤師・保健師・看護師・民生委員児童委員・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・ボランティア・地区市民委員会福祉部及び行政職員などが専門的な立場から、要援護者に対して支援の方向性を検討する「ふれあい調整会議」を2か月に1回実施します。

(2) スクラムネット

要援護者に対して早急な対応が必要な場合は、社会福祉協議会・社会福祉課・障害福祉課・高齢福祉課・健康増進課・こども包括支援課・地域包括支援センター・在宅介護支援センターなどの実務レベルでの職員による「スクラムネット」を実施しています。

「スクラムネット」は、即応型対策を協議する場となっており、毎月1回の定例会に加え必要に応じて実施します。

(3) 地域ケアコーディネーター

地域の連絡調整役として、各地区公民館に社会福祉協議会の職員が配置されています。

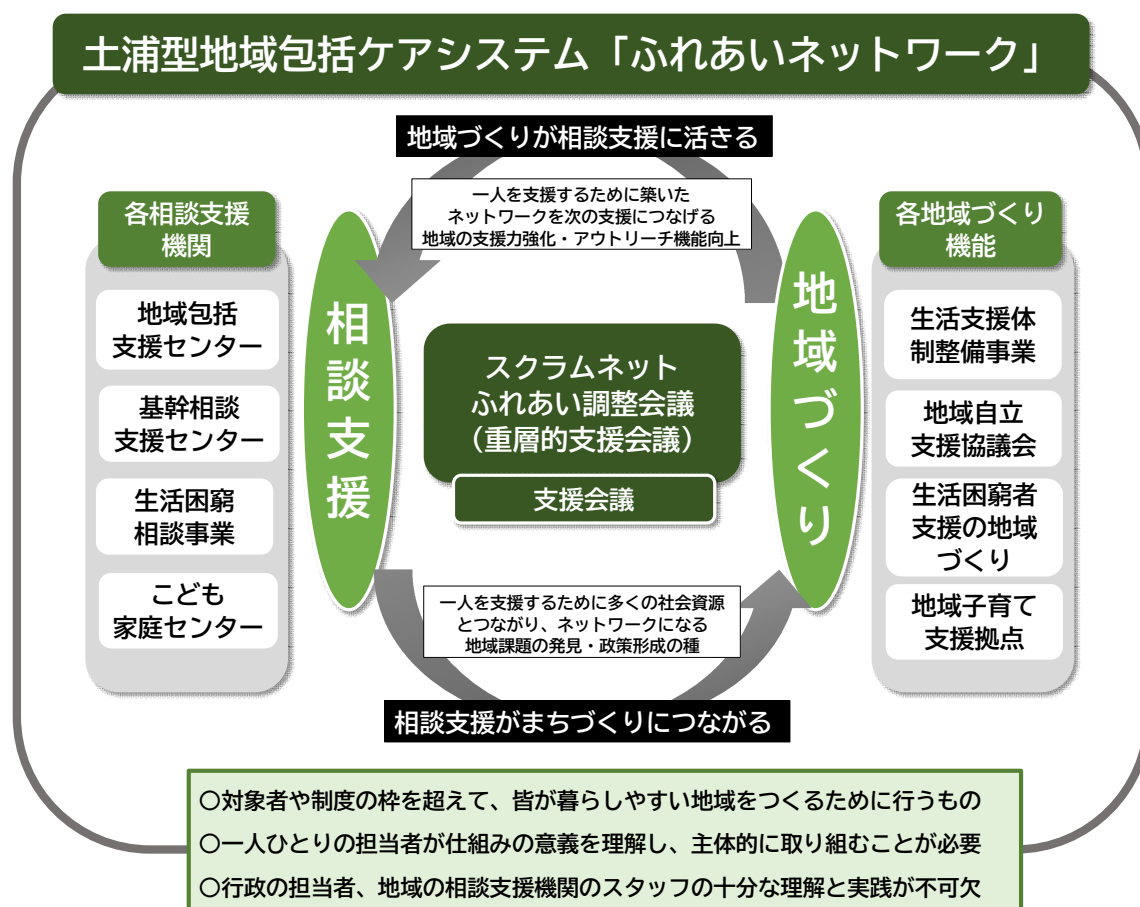
地域住民が抱えている問題や悩みの相談に応じ、住み慣れた地域や家庭で安心して生活することができるように、保健・医療・福祉の各専門機関及び民生委員児童委員やボランティアなどと連絡を密にしながら、その方に適した福祉や介護のサービス、医療機関等及び各種制度など地域における社会資源の利用を図ります。

(4) 重層的支援体制整備事業

本市では、現在の重層的支援体制整備事業にも対応できるシステムとして、以前から相談事業の中心としている「土浦市ふれあいネットワーク事業（通称土浦型地域包括ケアシステム事業）」を継続的に推進しています。今後、さらに拡充・充実させることを目指し、かつ実現させるため、精力的、積極的に取り組んでいきます。

4 福祉コミュニティ圏（中学校区）における地域包括ケアシステム

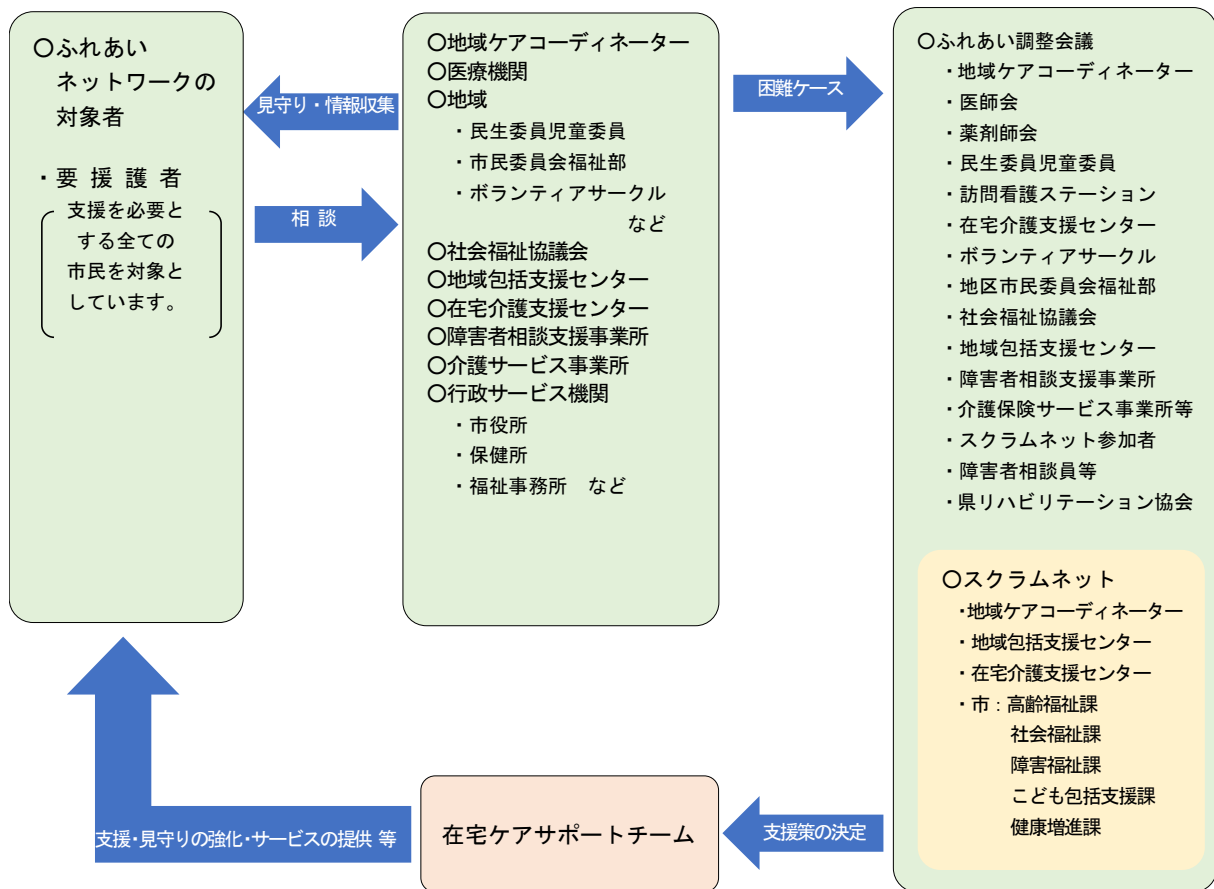
○ふれあいネットワークのイメージ図



※土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」とは

全国に先駆け、高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象とし、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援しています。

○相談支援のながれ

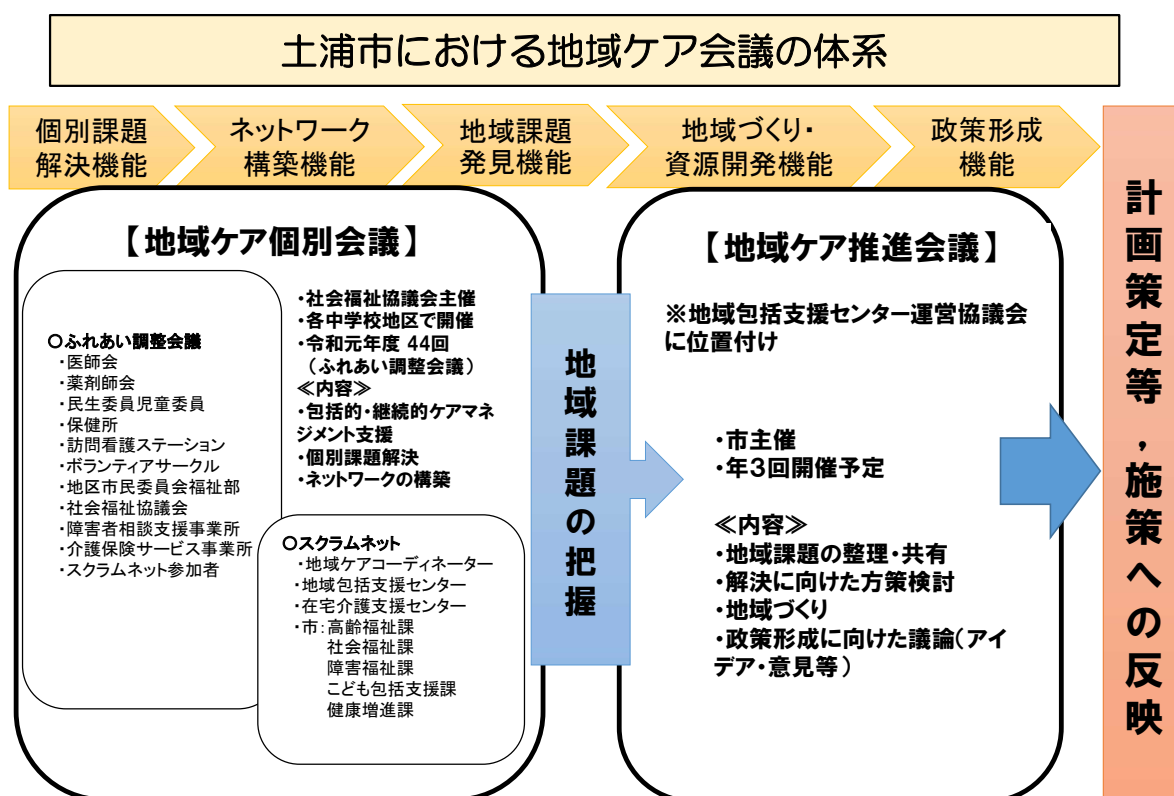


第5節 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの充実を図るため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。

なお、地域ケア会議の運営に当たっては、地域課題を随時受け付ける窓口を明確にし、地域課題解決のための検討につなげていく体制を整えることや、医療と介護の関係者の連携の推進により、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境を整えます。

○地域ケア会議のイメージ図



第6節 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

全国的にも、福祉・介護の分野で、人手不足が慢性化しており、従業員の確保及び定着化は、福祉・介護サービスを実施する事業所にとって極めて重要な課題となっています。

市では、必要となる介護人材の安定的な確保と質の向上に向け、国や県と連携し、介護の仕事のイメージ改善・理解促進、人材のマッチング、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進します。

また、市は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組めます。